

交指乙達第77号  
交企乙達第42号  
地 乙達第81号  
平成18年7月11日

関係所属長殿

主	00	01	10	160	3年
---	----	----	----	-----	----

石川県警察本部長

イエローカードを活用した自転車利用者に対する交通指導取締りの強化について（通達）

対号 平成18年4月21日付け交指乙達第39号、交企乙達第30号、地乙達第47号「自転車利用者に対する交通指導取締りの強化について（通達）」

自転車に対する交通安全対策については、本年の交通警察の重点事項でもあり、対号により積極的に推進中であるが、一層の安全利用促進を図るため、今後の自転車利用者に対する交通指導取締りについては、次の対策を講ずることとしたので、実効のあがるように対応されたい。

なお、対号については廃止する。

## 記

### 1 街頭活動における指導警告の強化

#### (1) 指導書の改正

街頭における自転車の交通違反については、対号の指導書を使用していたが、更に注意を喚起するため、別添のとおり、違反者に交付する部分をイエローカードと改称するとともに、自転車の主な違反の形態と罰則を明記した指導書に改めることとした。

#### (2) イエローカードの積極的活用

自転車利用者のマナー向上のためには、違法行為を看過しないことが重要であり、悪質・危険な違反者に対しては、より効果的な指導を行うため、イエローカードを積極的に活用して指導すること。

(3) イエローカードの運用開始日

イエローカードの運用については、

夏の交通安全県民運動が開始される7月21日（金）

からとする。

(4) 署名の取扱い

イエローカードを交付するにあたっては、違反内容を自覚させる趣旨からも署名を求めるとともに、自転車による交通違反も交通切符の対象となることを説諭のうえ、法令遵守を誓約させること。

なお、歩行者に対しては、イエローカードを交付するが、従前通り署名は求めないこと。

2 広報啓発活動の実施

夏の交通安全県民運動期間中での交通安全行事をはじめ、交通安全教室等、各種機会をとらえ、

- ・ イエローカードによる自転車の指導警告を強化していること
- ・ 違反を繰り返したり、指導警告に従わない悪質・危険な違反について、交通切符による検挙もあり得ること

の広報啓発活動を実施されたい。

3 報告

指導書の交付件数については、翌月7日までに交通指導課宛報告すること。

(取締係 5123)